

滋賀県公立学校講師募集要項

滋賀県教育委員会

滋賀県公立学校講師として任用するために、下記のとおり志願者を募集しています。

1. 種類

区分	説明
臨時講師	産前産後の休暇等の特別休暇、育児休業、休職等の教諭・養護教諭・栄養教諭の代替として臨時に任用する常勤の講師
非常勤講師	週のうち、あらかじめ定められた時間、教科・科目の授業のみを行う非常勤の講師

2. 応募資格

(1) 次の表の種別ごとに、それぞれに掲げる教員免許状を有しておられる方、または取得見込みの方

種別	所有免許状
小学校教員	小学校教諭普通免許状
中学校教員	中学校教諭普通免許状
高等学校教員	高等学校教諭普通免許状
特別支援学校教員	幼・小・中・高のいずれかの教諭普通免許状 ※特別支援学校（盲・聾・養護学校）教諭普通免許状を併せて有することが望ましい。
養護教員	養護教諭普通免許状
栄養教員	栄養教諭普通免許状

(2) 地方公務員法第16条および学校教育法第9条に掲げる欠格事由に該当しない方

(3) 心身ともに健康で、勤務に耐え得る方

3. 応募期間

随時。ただし4月当初からの任用を希望される場合は、原則として1月末日までに、電子登録または志願書を提出してください。

4. 募集する種別

(1) 小学校教員

(2) 中学校教員

国語、社会、数学、理科、音楽、美術、保健体育、技術・家庭および外国語

(3) 高等学校教員

国語、地理歴史、公民、数学、理科、保健体育、芸術（音楽、美術、書道）、外国語、福祉、情報、家庭、農業、工業および商業

(4) 特別支援学校教員

(5) 養護教員

(6) 栄養教員

5. 応募方法

(1) 電子登録をする方

滋賀県教育委員会ウェブページ内「滋賀県公立学校講師募集」にある URL をクリックし、しがネット受付サービスの登録画面に進んで、必要事項を入力する。

(2) 志願書を提出する方

「滋賀県公立学校講師志願書」を滋賀県教育委員会事務局教職員課（以下「教職員課」）へ提出する。

6. 登録および任用

(1) 応募内容に基づき、講師登録名簿に登録します。

(2) 任用内定にあたっては、当該市町教育委員会または校長から、本人に連絡します。

(3) 任用の内定通知を受けられた方は、当該市町教育委員会または校長の指示により、直ちに次の書類を提出していただくことになります。

- | | |
|---|----|
| (ア) 申立書（所定の用紙） | 1部 |
| (イ) 健康診断書（3か月以内のもの） | 1部 |
| (ウ) 教員免許状写し（または免許状取得見込証明書）
または更新講習修了確認証明書写し
※教員免許状の有効期限が確認できるもの | 1部 |
| (エ) 履歴書（所定のもの） | 1部 |

7. 給与その他の勤務条件

滋賀県教育委員会が別に定める「臨時教職員給与取扱要領」等に基づくものとします。

8. その他

(1) 講師登録の有効期間は登録日から3年間です。引き続き登録を希望される方は登録の更新をしてください。

(2) 講師として任用されていない方でも、講師登録に基づき教員免許更新講習を受講することができます。受講希望の方は教職員課までご連絡ください。

(3) 講師登録事務は、教職員課および滋賀県小・中学校校長会事務局で行っています。登録内容について確認が必要な場合には、連絡させていただくことがあります。

(4) 登録を抹消したい場合や登録内容に変更が生じた場合、電子登録の方は「しがネット受付サービス」の「申込内容照会」から行うことができます。志願書を提出した方は、教職員課または滋賀県小・中学校校長会事務局までご連絡ください。

問い合わせ先

滋賀県教育委員会事務局教職員課

〒520-8577 滋賀県大津市京町四丁目1-1

TEL 077-528-4532・4534

滋賀県小・中学校校長会事務局

〒520-0051 滋賀県大津市梅林一丁目4-15

TEL 077-521-1295（教育会館内）